

間接強制申立書

熊本家庭裁判所山鹿支部 御中

平成30年5月11日

事件番号 平成29年(家)第[]号 面会交流申立事件

債権者 住所 〒862-[]

熊本市東区 []

氏名 []

電話 []

債務者 住所 〒861-[]

熊本県山鹿市 []

氏名 []

電話 []

未成年者 住所 債務者と同じ

氏名 []

生年月日 []

申立ての趣旨

1 熊本家庭裁判所山鹿支部 平成29年(家)第[]号 面会交流申立事件審判書の執行力ある正本に基づき、債務者は債権者に対し、下記の条件で未成年者を面会

交流させなければならない。

(1) 頻度 月1回、第一土曜日

(2) 面会交流時間

初回は午前11時から午後1時まで

2回目は午前10時から午後2時まで

3回目以降は午前10時から午後4時まで

(3) 未成年者の引渡方法

場所を [REDACTED] 駐車場とし、債務者又は債務者が債権者に事前に通知する第三者は、面会交流開始時に、上記引渡場所において、未成年者を債権者に引渡し、債権者は、面会交流終了時に、上記引渡場所において未成年者を債務者又は債務者が事前に通知した第三者に引渡す。

(4) 代替日

未成年者の病気や学校行事などのやむを得ない事情により上記の日程で面会交流を実施できないときは、面会交流実施予定日の属する月の第2土曜日を代替日とする。第2土曜日も実施できないときは、当事者双方は、未成年者の福祉を考慮し、面会交流実施予定日の属する月の第3土曜日または第4土曜日のいずれかを代替日として定める。

(5) 債務者は、未成年者と債権者の面会交流を妨げてはならず、未成年者を債権者に引渡す場合を除き、未成年者と債権者の面会交流に立ち会ってはならない。

2 債務者が本決定の送達日以降、前項の義務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、不履行1回につき10万円を支払え。

申立ての実情

1 当事者

(1) 債権者は、御庁平成29年(家)第[]号面会交流申立審判事件（以下「本件審判事件」という）の申立人であり、熊本市東区[]において、長女（未成年者の実姉）と同居する者である。

(2) 債務者は、本件審判事件の相手方であり、本件審判事件において、未成年者と債権者との面会交流させる義務を負った者である。

(3) 未成年者は、債権者の次女であり、相手方と同居している。

2 本件審判事件と本申立てに至る経緯

(1) 本件審判事件

債権者と債務者は、従前婚姻関係にあったが、平成27年11月に離婚してからは、債務者が未成年者の親権者となった。その後、定期的に債権者と未成年者の面会が実施されてきたが、平成28年9月17日から同月19日までの面会交流を最後に、債務者は、債権者と未成年者の面会を拒絶した。このため、債権者は御庁に対し未成年者との面会交流調停を申立て、平成30年2月に本件審判が下され、同年3月に審判が確定した。

(2) 本申立てに至る経緯

ところが、債務者は、審判確定後の初回面会交流日である平成30年4月7日、何ら対応をせず、翌週代替日の4月14日も対応せず、その後も債務者は携帯電話で債権者からの着信拒否をし続け、債権者からは電話もメールもできず連絡不可能な状態である。その後の内容証明郵便に対しても、何ら対応をしない。

また、同月20日、長女宛てに送られてきたメールで、面会できない理由として、未成年者は感染性胃腸炎だとあったが、同月26日に未成年者の通う小学校に確認したところ、元気に毎日通学しているとのことで、債務者は虚偽理由により面会交流を拒絶しており、本件審判は完全に無視されている状態である。

3 間接強制と損害額について

(1) 間接強制

面会交流に関する間接強制については、最高裁平成25年3月28日の各決定において、①面会交流の日時と頻度、②各回の面会交流時間の長さ、③子の引渡し方法により特定されている場合には間接強制が可能とされている。

本件では、審判書主文に記載のとおり、上記①から③の各要素が詳細に特定されており、この点において問題はない。

(2) 損害額について（債務者の悪質性）

本件審判事件において、債務者は、「平成28年9月頃から未成年者が債権者との面会を拒否している」旨主張したため、詳細な調査が実施された。しかし、平成30年1月4日付け調査報告書によれば、

①平成28年9月まで債権者と未成年者の関係は良好であり、面会交流も特段の問題もなく実施されていたこと

②平成29年2月に実施された調査官面接の際、未成年者は「債権者に会いたくない」と述べたとされながらも、債権者と遊んで楽しかったと述べていること

③平成29年7月に撮影されたビデオ動画の様子からすれば、未成年者が債権者に対し否定的感情を抱いているとは考えにくいこと

これらの事情からすれば、「未成年者が面会交流を拒否する理由は、本心から面会交流したくないと考えているというよりは、むしろ、債務者の前では債務者の意に沿って、債権者と会いたくないと発言している」との評価がなされている。

なお、上記調査報告書によれば、債務者は、調査官調査に対しても、3度にわたって拒否するなど、裁判所を無視する態度を取り続けており、現に、本件審判が確定後も裁判所命令を無視する態度を取り続けているのであって、債務者の態度は極めて悪質と言わざるを得ない。

これに対し、債権者は、一貫して未成年者との面会を求め続け、裁判所における救済を求め続けたにもかかわらず、司法判断を一顧だにしない債務者の姿勢によっ

て、面会交流が拒否され続けている。

これまでの債務者の態度によって、債権者が被った精神的苦痛は極めて大きいというべきであり、これを金銭評価すると不履行1回につき10万円を下らないというべきである。

4 結語

以上のとおり、債権者は、債務者に対して、申立ての趣旨記載の請求に至るものである。